

MIO PRESS

LAW OFFICE
夏号

OSAKA / KYOTO / KOBE

vol.27
2024.07



抽選で30名様に
読者プレゼント
実施中!!

詳しくは裏表紙をご覧ください



特集
Special Feature

インターネットトラブル 誹謗中傷を 受けたらやるべきこと

- 連載 知っ得! 交通事故
- 法律コラム 伊藤勝彦弁護士の時事解説
- 刑事事件入門 「器物損壊罪」について
- 支店便り ChatGPTが書いた小説は誰のもの?
- リガサポ! 終活対策(任意後見契約)

KBS京都ラジオで、毎週土曜日(朝7:00~7:15)放送中の
「主婦弁! 澤田有紀のやさしい法律カフェ」が
いつでも聴けるようになりました!!



主婦弁の澤田有紀弁護士が、知れば知るほど面白く、日々の暮らしに効いてくる、「法律」や「お金」にまつわるお役立ち情報を、分かりやすくお届けしています。

<https://www.miolaw.jp/blog/radio/>



大阪・京都・神戸
弁護士法人みお綜合法律事務所
代表弁護士: 大阪弁護士会所属/澤田 有紀 伊藤 勝彦

お問い合わせ・ご相談は
なやむなみお
☎ 0120-7867-30
通話料無料

(業務分野) 交通事故/遺産相続/離婚問題/債務整理/顧問契約/会社法務/その他 受付時間(月~土)/9:00~17:30 [携帯電話からも通話無料] みお 法律

大阪事務所	OSAKA	京都駅前事務所	KYOTO	神戸支店	KOBE
〒530-8501 大阪市北区梅田3丁目1番3号 ノースゲートビル オフィスタワー14階 TEL:06-6348-3055 FAX:06-6348-3056 執務時間:月~金曜日/9:00~20:00 土曜日/10:00~18:00 受付時間:月~土曜日/9:00~17:30		〒600-8216 京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町 735-1 京阪京都ビル4階 TEL:075-353-9901 FAX:075-353-9911 執務時間:月~土曜日/9:30~18:00		〒651-0086 神戸市中央区磯上通8丁目3番10号 井門三宮ビル10階 TEL:078-242-3041 FAX:078-242-3042 執務時間:月~土曜日/9:30~18:00	

読者アンケートプレゼント実施中!



「読者アンケートプレゼント」は、
スマートフォンからのご応募できます!

ご応募はこちらから



アンケートにご協力いただいた方の中から、抽選で30名様に澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切
2024年9月末日
※当日消印有効

※プレゼントはお選びいただくことができません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただきます。
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。

アンケートの回答にご協力お願いします

- Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか(複数可)
- 【特集】誹謗中傷を受けたらやるべきこと
 - 知っ得! 交通事故
 - 伊藤勝彦弁護士の時事解説
 - 刑事事件入門
 - 支店便り
 - リガサポ!
 - 事務局通信
- Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどれですか(複数可)
- 交通事故
 - 離婚(男女)問題
 - 相続問題
 - 離婚(男女)問題
 - 借金問題
 - 労働問題
 - 刑事事件
 - 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他)
 - 企業法務
 - その他()
- Q.3 法律問題でお困りの事・日頃疑問に思う法律問題など
- Q.4 みお綜合法律事務所へのご意見・メッセージなど
- Q.5 ラジオリスナーですか
- はい いいえ
- 「はい」とお答えいただいた方...
- 今後もMIO PRESS(本誌)の継続送付を希望

アンケートにご協力いただきありがとうございます。

特集

インターネットネットトラブル

誹謗中傷を

受けたら

やるべきこと



Internet Trouble

はじめに

インターネットが発達した現代、インターネット(SNS)上におけるトラブルは後を絶ちません。

昨今では、嫌がらせや私的に制裁する目的で、特定の個人や企業を誹謗中傷する投稿が非常に多く、これにより信用を失う企業や、誹謗中傷を苦に自殺者が出るというケースも見受けられます。

誹謗中傷を受けた場合、迅速かつ適切な対応が、ご自身や企業を守る上で重要になります。今回は「誹謗中傷を受けたらやるべきこと」に焦点を当てて解説します。

誹謗中傷行為が違法といえるためには

後述する、発信者情報開示請求や削除請求において、裁判上の請求が認められるためには、投稿行為が違法な権利侵害行為であると認められる必要があります。

今回は、インターネット上の誹謗中傷で主に問題となる、(1)名誉権侵害(名誉

が必要になります。

言い換えると、「ひどい暴言」が名誉感侵害の行為として評価されうることです。「死ね」等、人の死を連想させるような言動が「ひどい暴言」と評価されやすいでしょう。

インターネットトラブルへの3つの対処方法

(1) 無視をする／声明文を公開する

インターネットトラブルの対応については、そもそも削除や開示を請求するのか検討しなければなりません。

このような手続を行うと、かえって投稿者の誹謗中傷がエスカレートし、ネットがさらに炎上する可能性もあるからです。

このことから、投稿を放置することで、誹謗中傷をする者と距離を置くことも有効な手段と言えます(SNSの場合はアカウントをブロックすることも有効です)。

もともと、企業の場合、企業側に不祥事

毀損)と(2)名誉感情侵害(侮辱)の2つについて解説します。

(1) 名誉権侵害(名誉毀損)

名誉権侵害(名誉毀損)行為とは、特定の相手を対象として、社会的評価を下げるような表現をすることを意味します。

例えば、「Aさんは不倫をしている」といったように事実を述べるもの(「事実摘示型」といいます)、や「A氏はうさんくさい」といったように意見を述べるもの(「意見陳述型」といいます)があります。

「社会的評価を下げる」言動とは、「不倫をしている」や、「犯罪者である」等その人の評価が下がるような言動全般を意味します。

「特定の相手」に対する言動については、客観的に見て「特定の誰か」に対する表現であると読める必要があります。

例えば、「〇〇会社の社長が不倫している」という投稿の場合、会社に社長は1人しかいないはずであり、「特定の相手」に対する言動に該当します。

次に、名誉権侵害行為の違法性について説明します。名誉権侵害行為が違法と

言えるためには、①公共の利害に関する事実でないこと、②公益を図る目的でないこと、③真実とは異なること、以上3点のいずれかに該当する必要があります。特に、意見陳述型の言動については、④攻撃的な言動等、論評の範疇を超えている場合にも違法と評価されます。

複雑なので、まずは、「相手を攻撃する目的で、事実無根のことを述べる場合、違法と評価されやすい」とイメージできれば大丈夫です。

(2) 名誉感情侵害(侮辱)

名誉感情侵害(侮辱)行為とは、特定の相手に対して、具体的事実の摘示が無く、当該表現によって社会的評価の低下を伴わない発言をする行為です。いわゆる「ただの暴言」です。例えば、「バカ」「アホ」「デブ」「死ね」等がこれに該当します。

名誉感情侵害は、個人に対する言動のみが問題となり、法人に対する名誉権侵害は問題になりません。

名誉感情侵害が認められるには、「表現行為の違法性が強度で、社会通念上許容される限度を超えた」場合であること



弁護士
羽賀 倫樹
Tomoki Haga

交 通 事 故

知っ得!

身の回りで関わる、知って得する法律の話。

② 加害者の氏名・連絡先等の確認

交通事故の被害に遭ったときは、まず警察に連絡しましょう。大ごとにしたくないと思つて警察に連絡をしなかった場合、怪我をしていたり、車両が損傷していたとしても、事故があったことすら証明できなくなっておそれがあります。怪我をしたのであれば、警察に対し、物件事故ではなく、人身事故として届け出るようにしましょう。物件事故として届け出ると、警察が事故状況を詳しく記録してくれませんが、自賠責保険に請求する際の必要書類が増える等のデメリットがあります。加害者への刑事処分を避けるために物件事故で届け出ることもできますが、前記のようなデメリットに留意が必要です。

① 警察への連絡

本コラム担当の羽賀です。今回は、交通事故被害に遭った方が事故直後に行うべきことについて解説します。突然の交通事故で怪我をしたときは、できるだけ治療に専念したいところですが、実際には、治療以外に様々な手続きを行わなければなりません。具体的には、①警察への連絡、②加害者の氏名・連絡先等の確認、③救急車を呼ぶ、④病院で診察を受ける、⑤健康保険等を利用するかの判断、⑥加害者の保険会社の確認、⑦自身の保険を確認、⑧警察の実況見分への立ち合い等があります。

⑤ 健康保険等を利用するかの判断

「交通事故は自由診療での治療となりませう」と病院から説明されることがあるためか、交通事故では健康保険等が使えないと思つている方も多かもしれません。しかし実際には、交通事故でも健康保険や労災保険を使うことができます。健康保険等を使えば、自由診療より治療費が抑えられますので、特に被害者の方にも過失がある場合は示談の際の金額に影響が出ます。また、過失がなくても慰謝料に若干の差が出る

④ 病院で診察を受ける

事故直後は怪我をしていないと思つても、しばらくすると体の痛みが発生することがあります。そのようなときは、できるだけ早く病院に行くようにしましょう。事故に遭つてから時間がたつと、交通事故との関連性が分からず、保険会社から治療費の支払いを受けられなくなるおそれがあります。

③ 救急車を呼ぶ

怪我をしていると思つたときは、救急車を呼んですぐに病院に行きましょう。

⑥ 加害者の保険会社の確認

交通事故では加害者本人ではなく、保険会社と話を進めていくことになります。そのため、加害者の保険会社(自賠責保険・任意保険)の確認が必要です。

⑦ 自身の保険を確認

交通事故に遭った場合、ご自身が契約している自動車保険や傷害保険を使える場合があります。保険会社に連絡して、使える保険があるかどうかの確認が必要です。人身事故の手続きや交渉を弁護士に任せるときに使える弁護士費用特約があれば、事故解決の大きな助けになります。

⑧ 警察の実況見分への立ち合い

おそらく多くの事案では、事故状況について加害者の言い分と被害者の言い分はお互い一致すると思います。しかし、互いの言い分が一致しない事案もあります。その場合に、加害者だけが実況見分に立ち会わず、加害者の言い分が通つてしまい、事故状況について争いが生じたときに不利になってしまうおそれがありますので、できるだけ実況見分に立ち会つるようにしましょう。

今回は、事故直後に行うべきことについて解説しました。次回は、交通事故における加害者との関わり方についてご紹介したいと思います。

Special Feature

インターネットトラブルへの3つの対処方法

- 1 無視または声明文公開
- 2 投稿記事削除請求
- 3 発信者情報開示請求

等の落ち度があり、その事実を踏まえて誹謗中傷を受けている場合は、放置は逆効果であり、積極的な対応が必要です。具体的には、至らぬ点や事実と合致する点は認めつつ、「事実無根の誹謗中傷には法的措置をとる可能性もある」という内容の声明文を公開することで、毅然と対応することが有効な手段と考えられます。

**(2) 投稿記事の削除請求
手続をする**

削除請求手続は文字通り、投稿記事の削除を求める手続です。

(3) 発信者情報開示請求 手続を行う

発信者情報開示請求手続とは、投稿者が投稿の際に利用していた契約者情報を特定することで、投稿者を特定する手続です。投稿者に対し、損害賠償請求や投稿行為の差止め請求をする際に利用することが多いです。投稿者が執拗に誹謗中傷を繰り返すような場合は、相手方を特定して、損害賠償請求や、誹謗中傷投稿の差止め請求を行う方が、根本的な解決のためにも効果的です。

ここで注意していただきたいのは、発信

おわりに

者情報開示手続には時間制限があることが多いということです。掲示板サイトによっては、「ログの保存期限」というものがあり、一定期間(3~5カ月が目安です)を経過すると、誰が投稿したかという記録が自動的に削除されてしまうおそれがあります。この場合は速やかに手続をする必要があります。

誹謗中傷への対応は、適切な手続を選択し、迅速に対応することが重要になります。特に企業にとっては、「ネット炎上」に対し、いかに迅速に・適切に対策を講じていくかが、信用低下を防ぐ上でも重要になると考えられます。もつとも、削除・開示請求手続は複雑な手続ですので、誹謗中傷を受けた際は、手遅れになる前に、まず弁護士への相談をご検討ください。



弁護士
是永 淳志
Atsushi Korenaga

Internet Trouble

伊藤勝彦 弁護士 の 時事解説

「離婚後の共同親権」 民法が改正されます

「離婚後の共同親権」の導入を柱とする民法の改正法案が、2024年5月17日の参議院本会議で可決され、成立しました。改正法は、現行の離婚後に父と母の一方が子どもの親権をもつ「単独親権」に加え、父と母双方に親権を認める「共同親権」を導入するとしています。2026年までに施行される予定です。この記事では、今回の法改正で注目されている「離婚後の共同親権」について解説します。

親権とは

「親権」とは、子どもの利益のために、監護・教育を行ったり、子どもの財産を管理したりする権限であり義務であるといわれています。親権者は、子どもの利益のために子どもの日常身の回りの世話をした



「離婚後の共同親権」について

り、住む場所や通学する学校を決めたりします。父母の婚姻中は父母の双方が親権者とされ、父母が共同して親権を行使することとされています。親権は未成年の子どもに対するもので、子どもが18歳になり成年に達すると親権は終了します（2020年4月1日より、成年年齢が20歳から18歳に変更になっています）。

現行法

現在の民法では、離婚後の共同親権は認められていません。離婚にあたり、父親か母親どちらか一方に親権を定める必要があります。これを「単独親権」といいます。親権者は父母の協議（話し合い）によって決められます。協議が整わないときは、調停で話し合いを続け、調停が成立しない場

合は、家庭裁判所の審判手続で親権者が決まります。

改正法

改正法では、現行の「単独親権」に加え、父親と母親双方に親権を認める「共同親権」を導入するとしています。すなわち、離婚にあたり父母の協議によって共同親権か単独親権かを選択でき、協議が整わなかった場合は家庭裁判所が判断します。共同親権に同意しなくても家庭裁判所の判断で共同親権に決まる場合があります、ということですが、ただ、DV（ドメスティック・バイオレンス）や子どもへの虐待があるなど認められた場合は、家庭裁判所は単独親権とするとされています。これは、すでに離婚している方にも適用され、元配偶者から共同親権に変更することを求めて申立られることもありえます。

共同親権が選択されますと、「重要な事項」に関しては父親と母親の話し合いで

共同親権の メリット・デメリット



1 共同親権のメリット

共同親権が導入された場合には、以下のようなメリットがあるといわれています。

① 離婚時の協議で親権争いを回避できること

共同親権が導入されれば、親権の帰属をめぐっての争いが少なくなると考えられますので、早期の解決が期待されます。

② 離婚後も協力して子育てができること

共同親権では、離婚後も父母双方が親権者として子どもを養育していく責任を有しています。子どもと別に暮らす親であっても、定期的に子どもに関わることができ、定期的な面会交流に関するトラブルが少なくなるでしょう。子どもにとっても両親からの愛情を感じる機会が増え、心身の健やかな成長が期待されます。

③ 面会交流・養育費に関するトラブルが減少すること

現行の「単独親権」の下では、親権者で

2 共同親権のデメリット

① 面会交流が強要されたり、DVや虐待から逃れられなかったりするおそれがあること

DVや虐待をする親であっても、離婚後も共同親権者になれば、子どもの養育に関与することになりますので、被害をうけた元配偶者と子どもが平穏な生活を送ることができなくなるおそれがあります。子どもが明確に拒絶の意思を表明したとしても面会交流の強要があります。もともとDVや虐待が認められる場合は、家庭裁判所は「共同親権」ではなく、「単独親権」を選択することとされています。ただ、家庭裁判所がDVなどの事実認定を正確に行うことができるか、子どもの意向を十分にくみとることがで

② 意思決定が難航するリスクがあること



離婚後に転居や進学先を決めるにあたって、同居していない親も親権者となるため、同意を取りつける必要があります。そのため話し合いの機会をもうける必要が生じ、話し合いの結果、理不尽にも、同意しないなどの嫌がらせを受けることが想定されます。そんなことになれば、子どもの心理的負担が大きければ、子ども自身の利益を実現するための障害になります。合意に至らなかった場合、父親と母親のどちらが決めるかを家庭裁判所が決める手続が用意されていますが、時間と費用を考えると負担が大きく、子どもの気持ちも迅速に実現できる仕組みが必要です。このような場合は、「単独親権」への変更の申立てを検討することになるでしょう。

現行法では、子どもが15歳以上である場合、面会交流の取り決めを行うにあたり「子の陳述を聴かなければならない」と規定されています。（家事手続法152条2項）日本も批准している条約である「児童の権利に関する条約」12条に「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明す

今回の民法改正ポイント

今回の民法改正法の付則には、共同親権を選択する際に父母双方の真意によるものか確認する措置が盛り込まれています。離婚後の共同親権を選択できるようになるほか、①養育費の取り決めをしないくても請求できる「法定養育費制度」という新たな制度が創設されたり、遅滞の場合に他の債権者より優先して財産の差押えができる「先取特権」が付与されたりといった養育費に関する法整備、②面会交流の早期試行的実現や祖父母など親族による面会交流の申立てが可能になるなどの変更点があります。

いずれも、子どもの利益のため、子どもの貧困の解消や健全な成長のための改正です。今回の改正法が実を結ぶためには、家庭裁判所や福祉、学校や医療の現場の充実が必要で、さまざまな場面で子どもの声を聞き逃すことなく、権利利益の保護につながることを願います。



代表社員弁護士
伊藤 勝彦
Katsuhiko Ito



ゴトゴト石(高知市土佐山)

3 故意

器物損壊罪が成立するのは、故意に他人の物を損壊又は傷害した場合です。うっかり他人の物を損壊又は傷害しても器物損壊罪は成立しません。

4 親告罪

器物損壊罪はいわゆる親告罪であり、被害者が告訴しない限り、起訴されることはありません。親告罪

弁

弁護士
西村 諭規庸
Yukiyou Nishimura

護士の西村です。先日、高知の観光名所である「ゴトゴト石」を使用して、きなくした大学生6名が「器物損壊罪」で略式起訴され、罰金20万円の略式命令を受けたと報じられました。

「ゴトゴト石」は、崖っぷちにある重さ数トンの大きな石で、押せば簡単に揺れるにもかかわらず、決して落ちないことから受験生や政治家の願掛けスポットとされています。大学生6名は、荷締めベルトやハンマー、ジャッキなどの工具を利用して、この石を動かせなくしたのですが、なぜ石を破壊したわけではないのに、器物損壊罪が成立したのでしょうか。

1 客体(対象)

器物損壊罪の客体となるのは、「他人の物」です。一定の文書又は電磁的記録を毀棄した場合には、文書等毀棄罪(刑法258条、同法259条)が、建造物を損壊した場合には、建造物等損壊罪(同法260条)が

成立しますので、それ以外の他人の物を損壊した場合に器物損壊罪が成立します。

一方、自分の物を損壊した場合には、「他人の物」ではないので、原則として器物損壊罪は成立しないのですが、自分の物であっても、差押えを受けていたり、物権を負担していたり、賃貸していたりするものについては、例外的に器物損壊罪が成立します(刑法262条)。

2 損壊又は傷害

処罰の対象となるのは、損壊した場合と傷害した場合です。損壊と傷害とは、物の効用を害する一切の行為をいいます。物を破壊する必要はなく、物を使用できなくすればいいので、例えば食器に放尿する行為や動物を逃がす行為も、器物損壊罪が成立します。今回報道のあった「ゴトゴト石」を動かせなくする行為も、物を使用できなくする行為と云えるので、器物損壊罪が成立します。

事務所通信

リレー式コラム

こんにちは。神戸事務局です。月日が経つのは早いもので、当事務所に入所して18年になります。職業柄か、法曹界が舞台のテレビドラマなどがあるとつい見てしまうのですが、現在放送中のNHKの連続テレビ小説「虎に翼」もしくりで、週末にまとめて視聴しています。日本で初めて女性として、弁護士、裁判官、裁判所長を務めた三淵嘉子さんを題材にしたドラマで、今では考えられないような事が次々起こります。オリジナルストーリーではありませんが、登場人物が実在のどなたをモデルにしているのか調べたりしていると、さらに興味が湧いてきます。神戸支店の石田弁護士も「note」に「虎に翼」の弁護士考察を投稿しており、弁護士目線の解説は、とても勉強になります。



※パラリーガル/弁護士の指示のもとで法律業務を補助する法律事務所のスタッフ。

冒頭に、「月日が経つのは早いもので」と書きましたが、あの時代から何十年もかけて現在のような「法律」が出来上がり、今日、当事務所に、法律の力で問題を解決するためにご相談の方がお越しくださる。そして、本当に微力ではありますが、私もパラリーガル*の一人として、そのお手伝いができる事に就けていることは、とても感慨深いです。話は変わりますが、私の趣味は旅行なのですが、「コロナ禍」の、外出しづらい期間に、家でできる趣味の一つとして園芸を始めてみました。それが今ひとつうまくいかず、過保護にすぎた。いつもお水をやり過ぎてしまい、友人からは「根腐れ名人」と呼ばれていました。しかし、先日、ようやく球根の芽が…。初夏のうれしいひとコマでした。

大切なご家族が逮捕されてしまった!

慌てずに、落ち着いて「みお」の弁護士にご連絡ください。

- 「早く釈放・保釈して欲しい」
 - 「過酷な取調べから守りたい」
 - 「有罪・前科になるのは避けたい」
 - 「無実・冤罪を証明したい」
 - 「示談での解決の道を探りたい」
- などのお悩みは、弁護士にお任せください。

「刑事事件解決ナビ」 <http://keiji-soudan.com>

詳しくはWebサイトをご覧ください



新米弁護士の挑戦

東京の高層ビルが立ち並ぶ一角にある法律事務所「鈴木法律事務所」。そこに勤務する若手弁護士、鈴木詩織は、IT業界での労働問題に特化した知識を持つ専門家として知られている。彼女の前に広がる今日の案件は、一人の高度なITスキルを持つプロフェッショナル、田中悠の不当な給与減額問題だった。

田中はその卓越したITスキルを買われ、ある新興のテクノロジー企業から年俸1500万円でスカウトされた。

彼の主な任務は、会社の最も野心的なプロジェクトの一つを指揮することだった。しかし、プロジェクトは多くの外的要因により思うように進まず、最終的には大きな損失を記録してしまう。

会社はこの失敗を理由に、田中の年俸を300万円減額した。彼らはこの決定を「パフォーマンスに基づく正当な評価」と位置づけたが、田中はこの処遇が不当であると感じていた。彼は自らの能力が正しく評価されず、外的要因による失敗を理由に不当に処罰されたと考え、この問題を訴えるために鈴木詩織に助けを求めた。



ChatGPTが書いた小説は誰のもの？

労働問題に立ち向かう若手弁護士の奮闘を描いたこの小説、実は、ChatGPTが書き上げたものです。労働問題に取り組み弁護士を主人公にした小説を書いてほしいことや、IT業界で不当に年俸を減額された依頼者の裁判を取り上げてほしいことなど、基本的な条件を指示して、ChatGPTに出力させました。題名も「ChatGPTが考えたものです」。

ChatGPTの衝撃

ChatGPTの発表で、世界中に激震が走りました。まるで人間と対話しているかのような高度な回答能力は、だれもが「本当は中に人間がいるのでは？」と疑うほどのものです。

ChatGPTは、5年後、10年後、さらに飛躍的な進化を遂げることが予想されます。AIが人間を超える日も、そう遠くない未来なのかもしれません。

ChatGPTが書いた小説は誰のもの？

どうして「ChatGPTが小説を書いた

場合、それは誰のものなのでしょう。ChatGPTを開発した人？小説を書くように指示をした人？あるいは、ChatGPT自身のものでしょうか。

ここはAIに敬意を表して「ChatGPT自身のもです！」と言いたいところですが、プログラムであるChatGPTが権利を持つことはできません。それでは一体、誰のものなのでしょう。

利用規約を読むと

ChatGPTの利用規約には、出力結果はユーザーのものであり、出力結果に関する一切の権利をユーザーに譲渡することが定められています。ですから「ChatGPTの書いた小説は、少なくとも、運営会社であるOpenAI社ものではありません」。

それでは「ChatGPTの書いた小説は、小説を書くように指示したユーザーのものなのでしょうか」。

そもそも著作物なのか？

ChatGPTの書いた小説が「著作

物」に該当するのであれば、小説を書くように指示したユーザーに著作権が認められます。人間が書いた小説が「著作物」であることに疑いはありません。では「ChatGPTの書いた小説の場合は、どうでしょうか」。

著作権法2条1号によれば、「著作物」とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されています。

つまり、人間の考えや気持ち(思想又は感情)が表現されていない小説は、それほど優れたものであっても、「著作物」には該当しないのです。ですから「ChatGPT」小説を自由に書いて「と指示しただけで出力された小説は、たとえ「日本中が涙するような感動作」であったとしても、ユーザーの考えや気持ちが全く表現されていない以上、「著作物」には該当しません。

一方で「ChatGPT」に対して「ユーザーが具体的に詳細な指示をして出力された小説は、ユーザーの考えや気持ちが表現されている」として、

ユーザーの「著作物」に該当しえます。

例えば、ストーリーの展開を細かく指示するなどして完成した小説に、ユーザーの考えや気持ちが表現されている場合は「ChatGPTの書いた小説であっても、ユーザーの「著作物」に該当します」。

もっとも、ユーザーが抽象的な指示をしたにすぎない場合、ほとんどのケースにおいて、ユーザーの「著作物」には該当しないと考えられます。冒頭に掲載した小説も、私が指示した内容は抽象的なレベルにとどまっていますので、おそらく私の「著作物」ではありません。

著作権法を改正すべき？

ご説明したように「ChatGPTの書いた小説は、ユーザーがストーリーの展開を細かく指示するなどしていい限り、ユーザーの「著作物」にはなりません。ユーザーが「ChatGPTの書いた小説について、「私のもの(著作物)です！」と主張することは、かなりハードルが高いです。では、「そんなのはおかしい！」と

して、著作権法を改正すべきでしょうか。これは、大変難しい問題です。ChatGPTのビジネス利用を促進する観点では「ChatGPTで出版可能なレベルの高度な小説を完成させた人(企業)には、著作権者としての権利を認めるべきでは？」という考え方もありえます。

一方で、知的な創作をすることなくChatGPTの手柄でたまたま優れた小説を手にした人(企業)に、著作権者としての権利を与えるのは行き過ぎでは？(誰にも権利を認めず、誰もが自由に利用できる小説と考えるべきでは?)という異論もあります。

折衷案として、著作権は権利として強すぎるので、もう少し弱い権利(著作権隣接権として保護するか、あるいは、全く新しい権利を創設するか、複数の方向性が考えられます)を認めては?という考えもあります。

これについては学説上激しい対立があり、全く決着がつかない状況です。

IT法務にご関心のある方は「Web Lawyers」をご覧ください

当事務所の企業法務サイト「Web Lawyers」では、IT法務に関する最新の話題をコラムで発信しています。今回取り上げたテーマのようなマニアックなコラムも多数取り揃えていますので、ご関心のある方は、ぜひ一度アクセスしてみてください。

WEB法律相談サービス
ウェブ・ロイヤーズ
「Web Lawyers」
顧問契約で弁護士をビジネスパートナーに!
アクセスはこちらから→
月額1万円~ (税別)

弁護士
社会保険労務士
情報処理安全
確保支援士
(登録情報セキュリティスペシャリスト)
石田 優一
Yuichi Ishida

みおのセミナー②

事前予約制

生前対策セミナー



無料
〈全6回〉

～上手に相続対策しましょう～

最新の税制・法改正に対応し、最近の動向や事例を交えて、相続税対策・納税資金対策、財産の承継や認知症対策について、一歩踏み込んだ相続対策を弁護士が解説します。制度や法律を正しく理解することで、大切な資産をまもり、上手に相続対策できます。

セミナー講師

代表弁護士
伊藤 勝彦



日程	場所	時間	テーマ
8月 5日(月)	大阪	14:00	①「贈与」
28日(水)	神戸	14:00	①「贈与」
29日(木)	大阪	14:00	②「不動産」
9月 12日(木)	大阪	14:00	③「生命保険」
18日(水)	神戸	14:00	②「不動産」
25日(水)	神戸	14:00	③「生命保険」
26日(木)	大阪	14:00	④「財産の承継」
10月 7日(月)	大阪	14:00	⑤「認知症対策」
16日(水)	神戸	14:00	④「財産の承継」
23日(水)	神戸	14:00	⑤「認知症対策」
24日(木)	大阪	14:00	⑥「事業承継」
30日(水)	神戸	14:00	⑥「事業承継」

みおの個別相談会

事前予約制

「個別相談会」のご案内



遺産分割の話し合いがまとまらない、遺留分のことを相談したい、相続手続きが複雑で困っている、先々に備えて遺言書を作りたいなどの相続問題や離婚問題に関する特別相談会(1時間無料)を開催します。

●個別相談会(遺言・相続) 無料

●個別相談会(離婚問題) 無料

日程	場所	時間
8月 7日(水)	京都	10:00～17:00
22日(木)	大阪	10:00～17:00
9月 4日(水)	大阪	10:00～17:00
6日(金)	京都	10:00～17:00
11日(水)	大阪	10:00～17:00
25日(水)	神戸	10:00～14:00
10月 10日(木)	京都	10:00～17:00
17日(木)	大阪	10:00～17:00
23日(水)	神戸	10:00～14:00
28日(月)	大阪	10:00～17:00

日程	場所	時間
8月 22日(木)	大阪	10:00～17:00
9月 11日(水)	大阪	10:00～17:00
10月 17日(木)	大阪	10:00～17:00

※個別相談会は、各回1時間程度を予定しております。

記載の日程以外にも、個別相談(初回30分無料)を大阪・京都・神戸事務所で随時予約を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。

各種セミナー・相談会等(事前予約制)のご予約・お問い合わせは

受付時間(月～土)/9:00～17:30 [携帯電話からも通話無料]



0120-7867-30

なやむなみお

通話料無料

みおのセミナー①

事前予約制

「法律セミナー」のご案内



各セミナーに関してご興味のある方は、どなたでもご参加いただけます。事前予約制となりますので、お気軽にご連絡ください。

●おひとり様セミナー 無料

成年後見制度や財産管理、任意後見契約の利用方法、遺言書の活用などについて分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
9月 18日(水)	京都	11:00
19日(木)	大阪	11:00
10月 29日(火)	神戸	11:00

●任意後見セミナー 無料

お元気の「今」だからできる生前対策として任意後見制度があります。任意後見の仕組みや活用方法を弁護士がお話します。

日程	場所	時間
8月 5日(月)	大阪	11:00
7日(水)	神戸	11:00
9月 30日(月)	京都	11:00
10月 7日(月)	大阪	11:00
16日(水)	神戸	11:00

●遺言書作成セミナー 無料

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類・作成方法など遺言書の基礎知識や、めめない書き方などを分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
8月 8日(木)	大阪	11:00
21日(水)	京都	11:00
9月 18日(水)	神戸	11:00
10月 22日(火)	大阪	11:00
23日(水)	京都	11:00

●離婚セミナー(女性・男性)

ワンコイン(500円)

離婚を考えている方や離婚協議中の方へ、離婚問題についての戦略的な方法を解説します。

日程	場所	時間
8月 6日(火)	大阪	13:00
20日(火)	神戸	13:30
9月 5日(木)	大阪	13:00
10日(火)	神戸	13:30
10月 4日(金)	大阪	13:00
24日(木)	神戸	13:30

日程	場所	時間
8月 9日(金)	大阪	18:00
28日(水)	神戸	18:00
9月 13日(金)	大阪	18:00
18日(水)	神戸	18:00
10月 4日(金)	大阪	18:00
16日(水)	神戸	18:00

みおの講座

事前予約制

エンディングノート書き方講座



ご自身のライフプランを考えるきっかけにいただける講座です。「エンディングノート」を作って生前対策を始めましょう。

●日程: 9月25日(水)

●時間: 11:00～(約1時間)

●場所: 「みお総合法律事務所」大阪事務所

無料



※各種セミナー・相談会等に関する最新情報は、ホームページ(https://www.miolaw.jp)でご確認ください。※参加者多数の場合は、人数制限をさせていただく場合があります。

シ
ニア世代の多くは、年をとっても人に迷惑かけずに暮らしたいという希望を持っています。今は元気で自分のことは自分でできるから大丈夫と思っ
ていても、いつ、何が起こるか分かりません。もしも…に備える終活対策の一つが任意後見制度です。

任意後見制度とは

病気や怪我のほか、年齢を重ね、ものごとを判断する能力が低下すると、サービスや施設を利用するための契約などの法律行為や、財産管理を、自分で行うことが困難になる場合があります。任意後見制度とは、このような場合に、本人に代わって契約を行い、財産管理をサポートするためにできた制度です。

任意後見制度では、将来、自分ができるような支援を受けるかを、自身身であらかじめ決めることができます。お元気な今、十分な判断能力があるうちに、自分が信頼できる人

ありません。本人の判断能力が不十分になったときに、任意後見人が家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立をします。家庭裁判所から任意後見監督人が選任されてはじめて、任意後見人の仕事が始まります。

任意後見契約に関する費用等

任意後見人に対する具体的な報酬や費用はあらかじめ任意後見人と話して契約で定めます。任意後見監督人に対する報酬は家庭裁判所が決めます。

その他に任意後見契約書の作成に関する費用等、公証役場に支払う手数料、任意後見監督人選任の申立に関する費用等がかかります。

メリット・デメリット

任意後見契約のメリットは、お元気なときに任意後見人と契約するため、財産管理や身上監護についての

(任意後見人)と日常生活や療養看護・財産管理に関する事務などの代理権を与



終活対策 (任意後見契約)



行政書士
中塚 美佐子
Misako Nakatsuka

リガサポ!
リーガル サポート
インフォメーション

える契約を行うことで、老後の生活を自分らしく安心して充実したものにするのが可能になります。

任意後見制度の利用を検討した方がよい方

今はお元気ですが、ものごとを判断する能力が低下したとき、自分の世話を頼める人がいない方です。子どもや親族はいるが遠方に住んでいる、いざというとき身近に頼れる人がいない、兄弟姉妹がいるが高齢で、甥や姪とも疎遠になっているからできるだけ迷惑を掛けたくない、身内や知人に煩わしいことを頼むのは申し訳ないと思っている、などの方です。

任意後見人は誰がなるのか

任意後見人は自由に選ぶことができます。親族や友人でもかまいません。身近に頼める人がいない場合は、弁護士や司法書士、行政書士など専

門家に依頼することができます。

任意後見契約の主な内容

現金・預貯金・証券口座・不動産・動産等の財産管理、年金や家賃等の収入の管理、公共料金の支払い・税金の申告などを行います。身上監護としては、介護サービスの利用や、施設入居の手続き、病院での入院の手続きなどに関するを行います。依頼したいことを任意後見人と話して契約で定めます。

任意後見契約の手続き

任意後見人と話ができたら任意後見契約書を作成して、公証役場で公正証書を作成します。

任意後見契約が始まる時期

契約したらすぐに始まるわけでは

希望をあらかじめ伝えることができます。デメリットは、任意後見人には取消権がないことや、家庭裁判所から選任される任意後見監督人への報酬の支払いが必要になることなどです。

任意後見契約がスタートする前の、今現在の日常生活に不安がある場合は、

「見守り契約」や「財産管理契約」を「任意後見契約」と一緒に結んでおくことで安心です。さらに、「死後事務委任契約」を生前に結んでおくことで、亡くなった後の手続きについての心配を解消することができます。

任意後見契約をはじめ終活対策に関する契約は、ご自身のライフプランに合わせてオーダーメイドで作成できます。

いくつになっても自分らしく、心穏やかに過ごしていただけるためのお手伝いができればと思います。



弁護士 田村 由起

ための工夫をしたいと思います。巻末アンケートについても、引き続きご協力をいただくと大変励みになります。日々研鑽を積んで参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

編集後記

暑中お見舞い申し上げます。暑い日が続きますが、いかがお過ごしでしょうか。近年は、猛暑や酷暑が当たり前になりました。熱中症対策グッズをうまく取り入れて、元気に過ごす

※今後、「MIO PRESS」の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一報いただけますようお願いいたします。



アンケートにご協力いただいた方の中から、抽選で30名様に澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切
2024年9月末日
※当日消印有効

※プレゼントはお選びいただくことができません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただきます。
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。

キリトリ線

郵便はがき

5308790

164

料金受取人私郵便
大阪北局 認
承 4398

差出有効期間
2025年12月
31日まで
切手をはらずに
お出しください

大阪府 大阪市 北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスタワー14階
弁護士法人 みお綜合法律事務所 行



フリガナ	
お名前	
住所	
ご連絡先	()